

岡山県公報		発行 岡山県	目次	担当課（室）
				
目次 正 ○ 許可事務等標準処理期間要綱の一部改正 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 【公告】 ○ 落札者等の決定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃	行政改革推進室 健康推進課 長寿社会課 畜産課 建築指導課 〃			担当課（室）

◎岡山県告示第二百五十三号

（許可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成二十七年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表本庁共通の部中11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11	社会福祉士及び介護福祉士法附則第8条第1項	登録研修機関の登録	20日					
----	-----------------------	-----------	-----	--	--	--	--	--

別表本庁共通の部に次のように加える。

13	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項	認定特定行為業務従事者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定	20日					
----	---	---------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表知事直轄の組織の部消防保安課の項22中「第4条第2項」の次に「第7項」を、「交付」の次に「再交付及び書換え」を加え、同項中39を43とし、36から38までを四ずつ繰り下げ、35を37とし、同37の次に次のように加える。

38	電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項、第12条	登録証の訂正又は再交付	7日					
39	電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条	登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	7日					

別表知事直轄の組織の部消防保安課の項中34を36とし、30から33までを二ずつ繰り下げ、29を30とし、同30の次に次のように加える。

31	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	20日					
----	---------------------------	---------------------	-----	--	--	--	--	--

	律第35条の6第1項							
--	------------	--	--	--	--	--	--	--

別表知事直轄の組織の部消防保安課の項中28を29とし、27を28とし、26を27とし、25の次に次のように加える。

26	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	7日					
----	------------------------------------	--------------------------	----	--	--	--	--	--

別表県民生活部の部県民生活交通課の項6から8までを削る。

別表県民生活部の部中山間・地域振興課の項中6を9とし、5を8とし、4を5とし、同5の次に次のように加える。

6	岡山県県土保全条例（昭和48年岡山県条例第35号）第5条第1項	10ヘクタール以上の開発行為の許可	56日	20日	14日			
7	岡山県県土保全条例第7条第1項	10ヘクタール以上の開発行為の変更許可	56日	20日	14日			

別表県民生活部の部中山間・地域振興課の項3の次に次のように加える。

4	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第14条第1項	土地売買等の契約の許可及び変更許可	42日					
---	-----------------------------	-------------------	-----	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部環境管理課の項3中「第14条第3項」を「第3条第1項」とし、「区域」を「指定調査機関」とし、「55日」を「30日」とし、同項の次に次のように加える。

4	土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項	区域の指定	55日	5日				
5	土壌汚染対策法第32条第1項	指定調査機関の指定の更新	25日					

別表環境文化部の部自然環境課の項1及び2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「回表中51を55とし、39から50までを四ずつ繰り下げ、38の次に次のように加える。

39	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第7条第4項第10号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意(温泉水法第3条第1項の許可を受けなければならない行為に係るものうち岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの)	60日	10日		
40	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第10号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意(温泉水法第3条第1項の許可を受けなければならない行為に係るものうち岡山市及び倉敷市の区域に係るもの)	60日	10日		
41	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第10号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意(温泉水法第11条第1項の許可を受けなければならない行為に係るものうち岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの)	80日	10日		
42	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第10号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意(温泉水法第11条第1項の許可を受けなければならない行為に係るものうち岡山市及び倉敷市の区域に係るもの)	80日	10日		

別表保健福祉部の部保健福祉課の項12を削り、回表中「附則第8条第1項」や「第7条、第39条」及び「喀痰吸引等研修機関の登録」や「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養

成施設の指定」及び「20日」を「180日」に改め、同11を同項12とし、同項中10を11とし、2から9までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2	社会福祉法第19条第1項	養成機関及び講習会の指定	180日				
---	--------------	--------------	------	--	--	--	--

別表保健福祉部の部保健福祉課の項に次のように加える。

13	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第125号) 第3条の規定による改正後の 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号	養成施設の指定	90日				
14	社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号) 第6条第1 項	指定養成機関等の変更の承認(修業年限、 養成課程等の変更)	180日				
15	社会福祉法施行令第6条第1項	指定養成機関等の変更の承認(入学定員の 減等)	180日				
16	社会福祉法施行令第9条	指定養成機関等の指定の取消し	60日				
17	社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第 402号) 第4条第1項	指定養成施設等の変更の承認(修業年限、 養成課程等の変更)	180日				
18	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項	指定養成施設等の変更の承認(定員の減等)	90日				
19	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条	指定養成施設等の指定の取消し	180日				

別表保健福祉部の部医務推進課の項中29を29とし、28を28とし、同項27中「第18条」や「第13条第1項、第20条」及び「准看護師養成所の指定」や「指定養成所及び准看護師養成所の変更の承認」並びに「30日」や「180日」に次ぐ、同27を同項42とし、同42の次に次のように加える。

43	保健師助産師看護師法施行令第16条第1項、第20条	指定養成所及び准看護師養成所の指定の取消し	180日					
44	歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）第11条第1項	指定養成所の変更の承認	180日					
45	歯科技工士法施行令第15条第1項	指定養成所の指定の取消し	180日					
46	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第12条第1項	指定養成所の変更の承認	180日					
47	臨床検査技師等に関する法律施行令第15条第1項	指定養成所の指定の取消し	180日					
48	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）第11条第1項	指定養成施設の変更の承認	180日					
49	理学療法士及び作業療法士法施行令第14条第1項	指定養成施設の指定の取消し	180日					
50	視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）第12条第1項	指定養成所の変更の承認	180日					
51	視能訓練士法施行令第15条第1項	指定養成所の指定の取消し	180日					

52	歯科衛生士法施行令（平成 3 年政令第 226 号）第 4 条第 1 項	指定養成所の変更の承認	180 日					
53	歯科衛生士法施行令第 8 条第 1 項	指定養成所の指定の取消し	180 日					
54	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成 4 年政令第 301 号）第 3 条第 1 項	認定養成施設の変更の承認	180 日					
55	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第 6 条第 1 項	認定養成施設の認定の取消し	180 日					
56	柔道整復師法施行令（平成 4 年政令第 302 号）第 4 条第 1 項	指定養成施設の変更の承認	180 日					
57	柔道整復師法施行令第 7 条第 1 項	指定養成施設の指定の取消し	180 日					

別表保健福祉部の部医療推進課の項中 26 を 41 とし、23 から 25 までは十五を二十五と繰り上げ、同項 22 中「（昭和 33 年法律第 76 号）」を削り、同 22 を同項 28 とし、同 28 の次に次のように加える。

29	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条、第 12 条	理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設の指定	180 日					
30	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 12 条第 1 項	柔道整復師養成施設の指定	180 日					

31	視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条	視能訓練士養成所の指定	180日					
32	臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条	臨床工学技士養成所の指定	180日					
33	義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条	義肢装具士養成所の指定	180日					
34	救急救命士法（平成 3 年法律第36号）第34条	救急救命士養成所の指定	180日					
35	言語聴覚士法（平成 9 年法律第132号）第33条	言語聴覚士養成所の指定	180日					
36	診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第 9 条第 1 項	指定養成所の変更の承認	180日					
37	診療放射線技師法施行令第12条第 1 項	指定養成所の指定の取消し	180日					

別表保健福祉部の部医療推進課の項21中「（昭和26年法律第226号）」を削り、同21を同項25とし、同25の次に次のように加える。

26	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条	歯科技工士養成所の指定	180日					
27	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第 15条	臨床検査技師養成所の指定	180日					

別表保健福祉部の部医療推進課の項中20を23とし、同23の次に次のように加える。

24	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第14条	診療放射線技師養成所の指定	180日					
----	----------------------------	---------------	------	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医療推進課の項中 19 を 22 とし、 3 から 18 までは三ずつ繰り下げ、 2 を 3 とし、同 3 の次に次のように加える。

4	保健師助産師看護師法第19条、第20条、第21条、第22条	保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の指定	180日					
5	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条	歯科衛生士養成所の指定	180日					

別表保健福祉部の部医療推進課の項中 1 を 2 とし、同 2 の前に次のように加える。

1	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項	はり師又はきゆう師の養成施設の認定	180日					
---	---	-------------------	------	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医療推進課の項に次のように加える。

60	臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）第3条第1項	臨床工学技士養成所の変更の承認	180日					
61	臨床工学技士学校養成所指定規則第7条	臨床工学技士養成所の指定の取消し	180日					
62	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）第3条第1項	義肢装具士養成所の変更の承認	180日					
63	義肢装具士学校養成所指定規則第7条	義肢装具士養成所の指定の取消し	180日					

64	救急救命士学校養成所指定規則（平成 3 年文部省・厚生省令第 2 号）第 3 条第 1 項	指定施設の変更の承認	180 日					
65	救急救命士学校養成所指定規則第 7 条	指定施設の指定の取消し	180 日					
66	言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第 2 号）第 3 条第 1 項	指定施設の変更の承認	180 日					
67	言語聴覚士学校養成所指定規則第 7 条	指定施設の指定の取消し	180 日					

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中 36 を 38 とし、38 を 37 とし、37 を 48 とし、同 48 の次に次のように加える。

49	製菓衛生師法施行令第 21 条第 1 項	指定養成施設の生徒の定員等の変更の承認	20 日					
50	調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）附則第 3 項	学力の認定	20 日					
51	理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）附則第 7 条、第 8 条	理容師試験の受験資格の認定	20 日					
52	理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号）第 6 条第 1 項	指定養成施設の生徒の定員の増員等の承認	20 日					
53	理容師養成施設指定規則第 6 条第 2 項、第 3 項	指定養成施設の養成課程の新設等の承認	60 日					

54	美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）附則第7条、第8条	美容師試験の受験資格の認定	20日					
55	美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第5条第1項	指定養成施設の生徒の定員の増員等の承認	20日					
56	美容師養成施設指定規則第5条第2項、第3項	指定養成施設の養成課程の新設等の承認	60日					

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中36を47とし、31から35までを十一ずつ繰り下げ、同項30中「（昭和33年政令第303号）」を削り、同30を同項41とし、同項中29を38とし、同38の次に次のように加える。

39	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第6条第1項	振興計画の変更の認定	20日					
40	調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第1条の2	指定養成施設の生徒の定員等の変更の承認	20日					

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中28を37とし、25から27までを九ずつ繰り下げ、24を30とし、同30の次に次のように加える。

31	製菓衛生師法第5条	製菓衛生師養成施設の指定	60日					
32	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第5項	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録	60日					
33	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条	講習会の登録	20日					

第 5 項						
-------	--	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中 23 を 29 とし、同項 22 中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改め、同 22 を同項 27 とし、同 27 の次に次のように加える。

28	調理師法第 3 条	調理師養成施設の指定	60 日					
----	-----------	------------	------	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部生活衛生課の項 21 中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改め、同 21 を同項 26 とし、同項中 20 を 25 とし、14 から 19 までは五ずつ繰り下げ、13 を 17 とし、同 17 の次に次のように加える。

18	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第 56 条の 3 第 1 項	振興計画の認定	20 日					
----	--	---------	------	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中 12 を 16 とし、5 から 11 までは四ずつ繰り下げ、4 を 7 とし、同 7 の次に次のように加える。

8	美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 4 条第 3 項	美容師養成施設の指定	60 日					
---	----------------------------------	------------	------	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中 3 を 6 とし、2 を 5 とし、1 を 4 とし、同 4 の前に次のように加える。

1	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 48 条第 6 項，食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 9 条第 1 項	食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生監視員の養成施設の登録	60 日					
2	食品衛生法第 48 条第 6 項	講習会の登録	20 日					
3	理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 3 条第 3 項	理容師養成施設の指定	60 日					

別表保健福祉部の部生活衛生課の項に次のように加える。

59	理容師法施行条例（平成12年岡山県条例第34号）第4条第1項第4号	理容所以外の場所において業を行うことの承認	20日				
60	美容師法施行条例（平成12年岡山県条例第35号）第4条第1項第4号	美容所以外の場所において業を行うことの承認	20日				

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中46を57とし、45を55とし、同55の次に次のように加える。

56	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の12	指定医の指定の更新	30日				
----	--------------------------------	-----------	-----	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中44を54とし、37から43までを十ずつ繰り下げ、36を40とし、同40の次に次のように加える。

41	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項	指定医療機関の指定	30日				
42	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項	指定医の指定	30日				
43	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項	支給認定（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	53日	7日			
44	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項	支給認定（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	53日		7日		

45	難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項	支給認定の変更の認定（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	53日	7日				
46	難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項	支給認定の変更の認定（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	53日		7日			

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中35を39とし、2から34までを四ずつ繰り下げ、同項1中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同1を同項5とし、同5の前に次のように加える。

1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	30日					
2	児童福祉法第19条の3第1項	指定医の指定	30日					
3	児童福祉法第19条の3第3項	小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	45日	7日				
4	児童福祉法第19条の5第2項	医療費支給認定の変更の認定	45日	7日				

別表保健福祉部の部医薬安全課の項に次のように加える。

58	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第17条第2項	指定医の指定の更新	30日					
----	---	-----------	-----	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部障害福祉課の項中13を14とし、8から12までを一つずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

8	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第2項	生活困窮者就労訓練事業の認定	30日					
---	---------------------------------	----------------	-----	--	--	--	--	--

別表産業労働部の部産業企画課の項の次に次のように加える。

テーマ イン グ推進 室	1	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項	第2次以降の振興計画の認定	30日				
	2	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第1項	第2次以降の振興計画の変更認定	30日				

別表産業労働部の部観光課の項 8 及び 9 を削る。

別表農林水産部の部農村振興課の項中 17 を 18 とし、 8 から 16 までは一ずつ繰り下げ、 7 の次に次のように加える。

8	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第2号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意	21日					
---	---	----------------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部治山課の項の次のように加える。

3	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第4号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意（10ヘクタール以上のもの）	20日	60日		30日		
---	---	------------------------------------	-----	-----	--	-----	--	--

別表土木部の部監理課の項中「10日」を「60日」に改め、 19 を 20 とし、 3 から 18 までは一ずつ繰り下げ、 2 の次に次のように加える。

3	建設業法第27条の27， 第27条の29第1項	経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知	30日	30日				
---	-------------------------	----------------------	-----	-----	--	--	--	--

別表土木部の部都市計画課の項中 26 及び 27 を削り、28 を 26 とし、29 を 27 とし、30 を 28 とする。
別表土木部の部建築指導課の項中 95 を 98 とし、83 から 94 までは三ずつ繰り下げ、82 を 83 とし、同 83 の次に次のように加える。

84	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第102条第1項	マンションを除却する必要がある旨の認定	30日				
85	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例の許可	40日				

別表土木部の部建築指導課の項中 81 を 82 とし、32 から 80 までは一ずつ繰り下げ、同 31 中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同 31 を同項 32 とし、同項 30 中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同 30 を同項 31 とし、同 29 中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同 29 を同項 30 とし、同項 28 中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同 28 を同項 29 とし、同 27 中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同 27 を同項 28 とし、同項中 26 を 27 とし、14 から 25 までは一ずつ繰り下げ、13 の次に次のように加える。

14	建築基準法第60条の3第1項	特定用途誘導地区内における建築物の高さの制限許可	40日		5日		
----	----------------	--------------------------	-----	--	----	--	--

別表土木部の部住宅課の項 16 中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項 17 から 26 までの規定中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同 26 中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、同 30 を同項 36 とし、同項 29 中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、同 29 を同項 35 とし、同 28 中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、同 28 を同項 34 とし、同項 27 中「という。」の次に「又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下「設計住宅性能評価書の写し」という。）」を加え、同 27 を同項 33 とし、同項 26 の次に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--	--

27	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律第109条第1項	買受計画の認定	34日					
28	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律第111条第1項	買受計画の変更の認定	34日					
29	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条第1項	ペンション敷地売却組合の設立の認可	34日					
30	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律第134条第1項	ペンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可	34日					
31	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第4項	ペンション敷地売却組合の解散の認可	20日					
32	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条第1項	ペンション敷地売却組合の分配金取得計画の認可	45日					

別表出先機関の部県民局（部県民局）の項及び「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第10条第1項」や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第28条第1項」並びに「第一種フロン類回収業者」や「第一種フロン類充填回収業者」並びに「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第2項」や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項」並びに「第一種フロン類回収業者」や「第一種フロン類充填回収業者」並びに「別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項中39を44とし、31から38までを五ずつ繰り下げ、30を31とし、同31の次に次のように加える。

32	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同	60日					
----	----------------------------	---------------------	-----	--	--	--	--	--

	一電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 4 号	意（10ヘクタール未満のもの）					
33	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 5 号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意	30 日				
34	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 7 号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意	20 日				
35	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項第 9 号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意	14 日		6 日		

別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項中 29 を 30 とし、22 から 28 までは一ずつ繰り下げ、21 の次に次のように加える。

22	海岸法第 14 条の 3 第 1 項、第 4 項、第 5 項	他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認並びに協議及び変更の協議	30 日				
----	--------------------------------	---	------	--	--	--	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中 85 から 89 まではを削り、84 を 91 とし、56 から 83 まではを七ずつ繰り下げ、55 を 56 とし、同 56 の次に次のように加える。

57	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項	長期優良住宅建築等計画の認定（一戸建ての住宅で適合証又は設計住宅性能評価書の写しのあるものに限る。）	7 日				
58	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項	長期優良住宅建築等計画の認定（共同住宅等で適合証又は設計住宅性能評価書の写し	14 日				

		のあるものに限る。)					
59	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（一）戸建ての住宅で適合証又は設計住宅性能評価書の写しのあるものに限る。）	7日				
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（共同住宅等で適合証又は設計住宅性能評価書の写しのあるものに限る。）	14日				
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条	地位の承継の承認	7日				
62	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第6号、第7号	市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意	20日				

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中54を55とし、23から53までを1ずつ繰り上げ、22の次に次のように加える。

23	海岸法第14条の3第1項、第4項、第5項	他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認並びに協議及び変更の協議	30日				
----	----------------------	---	-----	--	--	--	--

別表出先機関の部保健所の項1中「（昭和22年法律第233号）」を「第2項」中「（昭和22年法律第234号）」を「第3項」中「（昭和32年法律第163号）」を「（平成12年岡山県条例第35号）第4条第1項第4号」や「第3条第2項」及び「美容所以外の場所において業を行うことができる場合」や「結髪のみを業とする者の講習措置」に並び、同項中60を削り、61を60とし、62を61とする。

別表出先機関の部食肉衛生検査所の項1中「平成27年5月12日」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表環境文化部の部自然環境課の項1及び2並びに別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項3から7までの改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年五月十二日

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

クローバー薬局富岡店

笠岡市富岡二五六―一〇

平成二十七年五月一日

ロマン薬局

小田郡矢掛町矢掛二五五八―七

平成二十七年五月一日

医療法人社団恵誠会大西病院

玉野市田井三―八―一一

平成二十七年五月一日

平成27年5月12日 岡山県公報 第11684号

◎岡山県告示第二百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護老人保健施設おとなの学校岡山校

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会医療法人清風会

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二番地

三 指定年月日

平成二十七年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三五三六八〇〇一四

五 サービスの種類

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

平成27年5月12日 岡山県公報 第11684号

〔一八二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年五月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 購入等件名及び予定数量

岡山県営食肉地方卸売市場で使用する電気

使用予定電力量一〇、八四二、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県営食肉地方卸売市場総務課

岡山県岡山市中区桜橋一丁目二番四十三号

四 落札者を決定した日

平成二十七年四月二十八日

五 落札者の氏名及び住所

丸紅株式会社

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

六 落札金額

一七五、一二四、三四六円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年三月十七日

〔一八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神後四〇八一―一二、四〇八一―四四、四〇八一―四五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三須五〇七一五桃山団地

白石 稔

三 許可番号

岡山県指令建指第二九八号

〔一八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市泉五―三一 泉県住六―三〇五号

谷本 純一

三 許可番号

岡山県指令建指第二号